

特定健康診査・特定保健指導をお受けになる方へ

～平成20年4月から健診の制度が変わりました～

特定健康診査・特定保健指導とは？

特定健康診査・特定保健指導とは、メタボリックシンドロームに着目した健診を受けていただき、その結果、生活習慣病の発症のリスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施するものです。

(詳細は「平成20年4月から特定健康診査・特定保健指導が始まりました!」をご覧ください。http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/pdf/info02_66.pdf)

特定健康診査・特定保健指導を受けるメリットは？

ご自身の健康状態を確認できます。

健診の結果により、現在の健康状態にあった生活習慣等に関する情報の提供や改善のためのアドバイス等の支援が受けられます。

糖尿病や心臓病・脳卒中等を予防し、いつまでも健やかな生活を送ることにつながります。

特定健康診査・特定保健指導を受けていただくには？

サラリーマン ご本人	職場での健康診断を受けていただくことで、特定健診を受けたこととなります。この健診の結果により、ご加入の医療保険の保険者 から必要な方には特定保健指導のご案内が届きます。
サラリーマンの 扶養家族となっ ている配偶者等	ご加入の医療保険の保険者が契約(委託)する医療機関等(実施機関)で受けることができます。健診の結果により、サラリーマンご本人と同じく、必要な方には特定保健指導のご案内が届きます。
国民健康保険の方	ほぼ従来の住民健診と同じ方法で受けることができます。健診の結果により、必要な方には特定保健指導のご案内が届きます。

保険者:健康保険事業を運営するために保険料を徴収したり、保険給付を行ったりする運営主体のことを「保険者」といいます。(国民健康保険、全国健康保険協会(旧政管健保)、健康保険組合、共済組合、国保組合など)